

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第95号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年9月19日 21時40分ごろ	
発生場所	岡山県岡山市岡山港 (概位 北緯34°19.0′ 東経133°58.9′)	
事故等調査の経過	平成21年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 こんぴら2、392トン 129874、大内海運有限会社</p> <p>B 貨物船 第八東邦丸、173トン 130429、有限会社東弘海運</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、五級海技士（航海）</p> <p>B 船長、五級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	B 右舷船尾カーテンプレート擦過傷、右舷船尾手すり凹損	
事故等の経過	<p>A船は、岡山港で石膏約1,000トンを積載して出港するため機関を前進にかけ右舷錨を巻き上げながら離岸作業中、B船は、岸壁に係留中、A船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>A船には損傷なく、B船は右舷船尾部が凹損したが、航行に支障なく、浸水、油の流出、負傷者はなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、前後に係留船が存在する状況で、揚錨しながら離岸する際、前方の係留船との距離の確認を適切に行わなかった可能性があると考えられる。</p> <p>錨搔きが悪く、揚錨した際、船首が十分に沖に向かない状態で機関を前進とした可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、A船が離岸作業中、B船が岸壁係留中、A船がB船との距離の確認を適切に行わなかったため、B船と衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	